NEWS LETTER　はあもにい

発行元：特定非営利活動法人　セルフ・サポート研究所
〒　136-0071 東京都江東区亀戸 3-61-22-201
Tel　03-3683-3231
電話受付（火～土）９：３０～１８：３０
http://www.selfss.jp
アルコール・薬物問題等で困っている家族の相談機関

今号の特集　ｐ４～９
弁護士 森野 嘉郎氏 「最近の薬物事件弁護から」

すこやかに

生きるのは喜び
生きるのは愛
憎み憎まれる
人々のあいだに生きても

すこやかに生きよう
たとえ苦しみのうちにあっても

勝者は知らずに憎しみの種をまき
敗者を苦しませる
勝ち負けにこだわるとき
喜びは苦しみへと病んでいく

すこやかに満ち足りて
とらわれぬこころが宝

谷川俊太郎







担当していた若者の新生を願って

保護司　ＫＭ

様々な家族とともに回復のプログラムを受講
「人格と人格がぶつかりあった真剣な生きざまが…」

今回ＳＳ研を訪問された動機、プログラムに参加された感想、保護司としてのご苦労等を綴って頂きました。
依存症者、その家族の実態などを知っていただき、相互援助のネットワークを広げていく良い機会になると嬉しいです。

☆親子の思いに寄り添って★



保護司になって16年経過いたしました。

今回の対象者男性Ｍさんの自宅は私の出身中学のそばで、すぐ解りました。環境調整で自宅を訪ね、初めて母親にお目にかかり、優しい雰囲気で何か相通じるものを感じました。息子を更生させたい、という母親の強い気持ちを感じ取ることができました。Ｍさんとその母の為に私は寄り添って担当しようと思いました。

出所前、東京拘置所へＭさんの面接に行きました。Ｍさんは緊張した雰囲気の中、出所後の事を訪ねると、母親が勧めるセルフ・サポート研究所（以下ＳＳ研）へ通いたい、と話をしておりました。

私はそこで初めてＳＳ研を知りました。どのような場所だろうか。何人集まっているのだろうか。リーダーは？と思いめぐらし、一度訪問したいと思っておりました。今回その思いが、実現いたしました。

Ｍさんの母に同行し、初めて亀戸駅下車。

Ｍさんから聞いていた昼食代金千円でお弁当お菓子、飲み物等を買いに行くお店はここかしら？と思いながら歩きました。

ＳＳ研に到着し、部屋に通されたとき、誰もいないかと思ったら急にＭさんが現れて、あいさつして下さいました。昼寝をする話は聞いておりましたが、少々驚きました。

加藤　力代表、唯根大護スタッフが紹介されました。加藤代表の鋭い質問には困りましたが初対

面の私に真剣に対応して下さるので、気が引き締まりました。

★プログラムに参加して☆

皆さんが真剣に話し合っていることを痛感いたしました。ＳＳ研は裸の付き合いをする場所でした。美辞麗句は不要な場所であることを認識しました。裸でぶつからなければいけない所でした。薬物から立ち直ることは難しいですが、仲間がいれば励まされるでしょう。また勇気づけられる事でしょう。長い生涯で人と人が巡り合う中で、これほど真剣に他者と関われる場所があるでしょうか？一人で、家族で悩んでいるのでは無く、この場所に来て、悩みを聴いてもらい、共に歩んでいける場所があると思い知らされました。薬物、アルコール依存で苦しんでいる本人もそうですが、家族も問題解決の糸口を見つけることが出来る所だと私は思いました。今の私に出来る事はＳＳ研の働きを一人でも多くの人に知ってもらえるようにＰＲすることだと思いました。

これからも微力ながら協力させて頂きたい、と思いながら帰宅しました。

対象者によっては面接時間に連絡なしに来ない、連絡が取れない、更に家族に話しても伝わらない、ということがあります。対象者が更生するには家族の協力は絶対に欠かせません。家族が協力して、見守って、時には突き放して、と思うことが多々あります。

保護司として担当が終了すると書類は観察所へ返却するので、一人一人は覚えておりません。しかし一方で、保護観察が終了した後結婚する、子供が生まれたといって見せに来る男性、就職が決まった、と言ってくる少年等がおりました。保護司冥利につきます。

今回担当したＭさんはしっかりした考えに基づき、行動できるところに来たので、安心しました。これからは豊かな人生を歩んでくださると思って居ります。

Ｍさん

貴方に会えてありがとう



薬物依存症者を治療につなげるための弁護活動

講演、法律問題に関する相談等でセルフ・サポート研究所の活動をサポートして下さっております。

最近の薬物事件弁護から（1）

弁護士　森野嘉郎

私が、「薬物依存症」という観点から薬物の問題を考えるようになって、既に二十年位が経過している。この間、「薬物依存症からの回復に資する弁護活動」とは何かということを考え続け、試行錯誤してきたが、今回は、最近担当した事件を紹介する中で、読者と共に薬物依存症からの回復のために必要な対応などについてあらためて考えてみたい。

1　事件の依頼～当初の依頼者との関係性

8月某日、厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部から「○○という人が弁護を依頼したいと言っている」との電話連絡があった。

仕事柄突然の依頼も多いが、○○という名前は記憶になく、パソコンの記録を検索しても該当者が出てこない。とりあえず接見に行くことにして、とある警察署に向かい、接見室に入室した。入ってきたご本人の顔を見ると、確かにどこかで見たことのある人だと思ったが、すぐに思い出せない。

「先日一度お会いしているのですが覚えておられますか」。確かにどこかであった記憶はある。「××さんの件で……」。ああ、あのときの人か。

××さんは、○○さんの経営する会社に勤めている人である。私が××さんが起こした交通事故の件で相談に乗っていたところ、××さんから相談に会社の社長が付いてきたいと言っていますが同席してもらってもよいですかと言われたので、あなたがよいのならと、同席してもらうこととした。そのときに同席した社長が○○さんであった。

××さんの交通事故の件は、○○さんが同席した日の相談でほぼ解決に向かったが、○○さんが、私と××さんのやりとりを聞きながら、自分の立場で××さんに熱心に励ましの言葉を掛けていたことを覚えていた。

「恥ずかしながら、今度は、私自身の問題なのです。××さんのときの対応を見ていて、親切な弁護士さんだと思い、是非、先生にお願いしたくて」「こちらこそ、××さんのときの対応を見て、親切な社長さんだなと思っていましたので、よろこんでお引き受けさせていただきます」

通常、私が薬物事件の依頼を受ける場合、本人からの直接の依頼より、家族・関係者から本人を紹介されて引き受けることの方が多い。弁護士が仕事を処理するうえで、依頼者との信頼関係は重要であるが、このような信頼関係は本来時間をかけて作られていくものである。本人と家族・関係者との間に信頼関係がある場合には、家族・関係者からの紹介と言うことだけで、比較的容易に信頼関係を築けることが多いが、本人と家族・関係者との間にそれほど信頼関係がない場合には、本人との間の信頼関係を築くために気を遣うことも多い。場合によっては本人と家族が敵対的な関係

にあるような場合に刑事弁護を引き受けることもあるが、その場合には、本人との打ち合わせの内容を家族に伝えることも差し控える必要がある。

また、薬物事件で捕まったばかりの人が、弁護士に対して期待するのは、拘束から早く解放されるための手伝いであるとか最終的に受ける刑罰をできるだけ軽くしてもらいたいということであって、薬物依存症を治療しなければだめですよなどといったお節介を焼いてもらおうとは思っていない。したがって，薬物依存症を治療する必要があるということを指摘したり、そのための具体的な方法を助言するについては、その話を切り出すタイミングや説明の仕方が重要であるが、それにもましてまず基本的な信頼関係がなければそのような話をすることはできない。

○○さんの場合、誰からの紹介でもなかったが、××さんの事件のときの対応で、お互いに好感をもっていたことで、当初からある程度の信頼関係があったことは幸いであった。

2　事件の見通し～再犯と量刑

事件は、覚せい剤の使用と，大麻の所持である。大麻の所持量がやや多いので、単なる自己使用の目的ではなく、他人に売りさばいたりする営利目的と疑われていないか少し気になった。経歴を聞くと、十年位前に薬物事件で裁判を受け、服役もしていたとのことであった。そのときは詳しく聞かなかったが、服役したからには少なくとも前科は２件はあるのだなと思う。

「私はどうなるんでしょうか。執行猶予で外にでられるんでしょうか」「具体的な事情をさらに聞かないと何ともいえませんが、十年位前に裁判を受け、服役していたというのであれば、今回執行猶予が得られるかどうかはぎりぎりだと思います」

薬物依存症が背景にある薬物事件については、本人が薬物依存症から回復できるかどうかが最も重要なことであると考えているが、本人は自分が罪に問われている目前の事件がどうなるかに最大の関心があり、また、薬物依存症からの回復のための具体的な対応をどうするかを決めるについても、その事件がどういう経過でどう処理され、どのような判決を受けるのかという見通しを持つことは必要不可欠である。

現状の刑事裁判では、初めて薬物事件を起こした場合、営利目的がない単純な自己使用や所持の事案の場合は、よほど情状が悪くない限り、執行猶予付きの懲役刑が科せられる。薬物事件を繰り返す人の場合、前回の事件から何年位経過しているかが次の事件の刑の重さに関わってくるが、前回が執行猶予付きの判決であった場合、執行猶予期間中に再度事件を起こした場合はもとより、執行猶予期間が経過していても、前回の事件から十年位経過していなければ、２回目の事件では執行猶予のない実刑判決を受けることが多い。こうした取扱は法律に明記されているわけではなく、もちろん例外的な事例もあるが、この二十年位の間の実務上の運用はほとんど変わっておらず、本人が薬物依存症の治療に取り組むつもりがあるかどうか、そのことについての環境が整っているかということは、前科の内容ほどには重視されていないのは残念である。

３　事件の方針と保釈請求～薬物依存症に対する治療的な対応との関係

逮捕の当日に面会した後、何回かの接見を繰り返す中で、詳しい事情を聞き、家族と連絡をとり、薬物依存症に関するパンフレットを差し入れたりした。

「あなたの過去の薬物使用歴からすると、あなたは薬物依存症という病気であるように思います。薬物依存症という言葉を聞いたことがありますか」「恥ずかしながら、こうしことを繰り返していながら、薬物依存症という言葉は聞いたことがありませんでした」「差し入れたパンフレットなどを読まれてどう思われましたか」「強く自覚しているわけではないですが、確かに、依存症だといわれればそうかもしれません」

薬物事件の弁護をする場合、本人が薬物依存症であることを否認することは多い。最初の逮捕では受け入れられず、２度目の逮捕から服役をする過程で自分が薬物依存症であることを受け入れる人も結構いるし、残念ながら何回か服役を繰り返しても、自分が薬物依存症であること自体を強固に否定する人は多い。〇〇さんの場合は、素直な性格だったこともあり、それまで全く指摘されたり、考えたことがなかった「薬物依存症」というものをとりあえず受け入れてくれた。

「私は小さいながらも会社を経営しており、給料の振り込みなど、当面のことは家族に頼んできましたが、このままずっと私が拘束されていると、会社の経営自体がなりたたないのです。仮に最終的に刑務所に行くことになっても、判決までに外に出て会社の業務を整理することはできるでしょうか」「必ず認められるとは限りませんが、保釈請求が認められれば、裁判の判決が下されるまで、自宅に戻ることはできますし、裁判を受けながら会社のことを処理することも可能です」

保釈の請求は、起訴された後、本人の拘束を解いてもらい、自宅等から裁判に通うことを認めて

もらう手続きである。法律上は、一定の例外事由（重大な罪であること、常習で犯したものであること、事件の証拠を隠すことが疑われること等）がなければ誰でも一定額の保証金を裁判終了まで裁判所に預けることと引き替えに保釈は認めてもらえることになっている。保釈が認められるかどうかは、裁判の結論とは必ずしも連動せず、保釈が認められたにもかかわらず、最終的な裁判の判決では刑務所に服役しなさいという実刑判決が下されることもある。ただ、実務上は、実刑の判決が予想される事件の場合には、保釈請求を認めなければならない特別の事情があり、保釈の保証金についても平均の額よりも多く預けないと、保釈は認められにくいように思う。

「今の時点で執行猶予判決が受けられるかどうかは、ぎりぎりだとお話しましたが、過去十年近くは真面目に過ごしてきたこと、現在、仕事上の必要から刑務所に行くわけにはいかないことを主張するだけでは、確実に執行猶予判決が受けられるとは思われません。それだけではなく、これから将来に向かって薬物依存症の治療というものに取り組むこととし、そのことを裁判所にアピールするという方針でこの事件に取り組むということでどうですか」「わかりました。それで結構です」

「保釈の請求をするについても、裁判が終わってからではなく、保釈期間中に早速そうした薬物依存症からの回復のためのプログラムに取り組みたいということを理由にするということでよいですか」「会社のことで対応しなければならないことは多いと思いますが、夜であれば時間は作れると思いますので、保釈が認められたら早速取り組みたいと思います」

こうして、起訴後、直ちに保釈の請求をし、保釈中に薬物依存症からの回復プログラムに取り組み、本人の薬物依存症からの回復を図ると共に、裁判所に対しても、本人が保釈後そうした取り組みをしていること、そうした取り組みを今後も社会内で続けることで、刑務所に服役しなくとも、今後、薬物事件を引き起こすおそれはなくなることを主張して、執行猶予判決を獲得するという方針が決まった。（以下次号）

ピンチはチャンス

ＳＳ研　非常勤講師
萩原　春代

生命の次に大切なもの

《面倒くさがるなんて母親としてどうなの？》

「毎日、わが子の遊びに付き合うのが面倒くさい」という若いお母さんと出会った。「嫌じゃないの？」と訊ねると「嫌じゃない。でもそんな風に思ってしまうって、母親としてどうなのかなと思う」と返事。

そうか、嫌でない上に、自分を責めるのか。私だったら、相手が誰であっても、同じ場面でいつも面倒くさいと思い続けるなんて耐えられない。とっても嫌だ。そこで逃げられないのなら、何とかしなくっちゃと嫌な状況を変えようとする。変えられない時は自分の気持ちの持ち方を変えて楽になろうとする。そして問題を解決して、ヤッターとうれしくなるのだが。どうして同じ人間なのに、こんなに違うのだろうか。

そこで、その方の自分を否定しがちなクセと「生きにくさ」という視点で、人間や生き方について考えてみた。

《クセが生きにくさをもたらす》

「生きにくさ」のその内容は、人によって様々だと思う。例えば私の「生きにくさ」は、自分が嫌と感じることは全て解決しないとおさまらないクセにある。しかも、人と違った敏感さがあって共感してもらえないし、解決できないことも多い。例えば消費税が決まる時、そんなものが決まったら「自殺してヤル！」と思ったし、今でも実は腹を立てている。

つまり、〝無理なのに、あきらめられず、ジタバタする〟というのが、私の「生きにくさ」だ。振り返ると、私の〝解決しよう〟とするクセが出来たのは思春期の頃だ。何か失敗をして、しばらくクヨクヨしていたが、ある時、ヤメヤメ、やってしまったことは仕方

ない。次から同じ失敗をしなければ良いんだ！と気づき、その頃流行っていたケセラセラの唄でクヨクヨを吹き飛ばし、スッキリした。そして、70歳になる今もその路線で生きていることになる。どうやら一旦決めた路線は、自分や大切な家族のピンチによって壊され、諦めがつくまで持ち続けるもののようだ。

《生きにくさのタイプ》

こうして考えてみると私自身が、かなり強い「生きにくさ」と抱えているのかもしれないが、強弱を比較しても意味はないと思う。そこでこんな私を基点にして、これまで出会った方々の生きにくさのタイプを整理してみた。



①**葛藤型**・思春期の体験の中で、生き方のクセが出来てそれが「生きにくさ」をもたらすのだが、例えば私はクヨクヨする自分が嫌で、自分の味方になって自分を救う解決型だ。でも葛藤型は、自分の味方になれず、周囲からの期待も拒否できず葛藤し決められない、というクセを持ってしまったのだ。そのため、決めなくてはいけない場面になると、思い悩み葛藤する。そして他人や、流れにゆだねて決まるまでが辛い「生きにくさ」だ。

②**順応型**・社会の常識に順応し、与えられた役割と完璧に果たそうとすることで、安心して生きようとするクセだ。それは物心ついて以来なじんだ生き方で、とっても楽なのだ。でも自分や家族が、その路線から外れてしまったとき、あってはならないことであり、混乱しパニックする。そして元の状態に戻そうとするが、そうならず自分や相手を責める「生きにくさ」だ。「母親としてどうなの？」という方はこのタイプだ。



③**発散型**・順応型とは反対で、社会や大人に反発し内なる衝動のままに発散するという「快感」がないと生きている心地がしないクセ。そのために限度を知らず自分の心身を痛め、家族や仕事を失うこともあり「どうも上手くいかないゾ」とあせる「生きにくさ」。

④**解決型**・これは私のタイプで、他人の目より自分が大切と決めた生き方だ。

⑤**混合型**・①～④間での傾向のいくつかを併せ持っている方。（ちなみに私は③と④だと思う）

《世間というストッパー》

こうして「生きにくさ」をもたらす生き方のクセを見てみると〝世間〟の重圧が影を落としている。なぜなら、どのタイプも[自分対世間]の関係の中で自分の立つ位置をどこに置いたかということなのだから。

つまり私たち日本人には、自分の素直な気持ちと向き合えないストッパーが働いているようだ。日本の社会は何よりも「和」を大切にし、目上や大きな流れに「ノー」と言ってはいけないルールがある。親や教師には素直に従い、波風を立ててはいけないのだ。「嫌」と言うことはわがままで自分勝手で見苦しい。

だから自分の気持ちに素直に正直に生きようとすると「愛してもらえない、見捨てられてしまう」こんな不安と恐れがストッパーになっている。簡単には取り外せない。生命の次に大切で、生きてゆくために捨てられないものなのだ。

《ピンチはストッパーの危機》

この心のストッパーはどうしたら取り除くことができるのだろうか。思い当たる心理のワークが3つあった。

1アメリカ製の壊しがいのある電話帳を、しなりのある棒で思い切りたたいて破壊し、怒りを発散させる。輪になって見守っていた人も一緒に泣き叫び、叫き、ハグする〝E・キューブラ・ロスのワーク〟

2大人が服の上からオシメを当てて哺乳瓶を持ち、「ママ、ママ」と言い続けながら室内を歩き回る原初からの叫びのワーク

3泣き暴れ「オシッコ出ちゃう」と逃げようとする4歳位の男の子を「オシッコしてもいいから」と羽交い絞めにして、子も親もリーダーも汗だく。声かけと子の身体の反応で封じ込めた思いを探ってゆく〝抱っこ法〟

どれもこれも壮絶でいたたまれない。しかし、この体験によって自分の気持ちに気づき、受けとめ、過去にとらわれず、今とこれからを生きてゆけるのだ。つまりストッパーはここまでやらないと外れない。私たちは、なんて罪深い社会に生きているのだろう。

《人間性回復のチャンス》

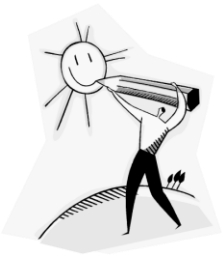

ここSS研には、家族や自分の問題で、行き詰った方々が集まってくる。それは、このストッパーのピンチであり、同時に人間性回復のチャンスなのだ。

心理と医療の連携と、同じ悩みを持つ仲間たちとの共感・連帯・信頼によ

って人間性の回復を目指している。私は月1回のグループカウンセリング風のワークに進行役として参加している。

そこで語られるのは、ストッパーが脅かされる苦しさ、取り除けない葛藤、それを失った後への恐怖や、それを手放した後の自由と安らぎなど様々だ。それを語り、聞き合う中で、自分に気づき、勇気や決断、希望を各々が自分の中に育んでゆく。

そんな個々人の今は、私にとっては人間が世間から脱皮するプロセスとして気づかせてもらっている。

世間からの脱皮は、来たるべき肉体から脱皮の時を、希望を持って臨むための心の準備なのだ。

ここに集うひとりひとりが、困難な日々に直面しているからこそ、人生や生き方や本当の幸せへのエッセンスが結晶し輝いている。



いつでも
どこでも
やれるとき
やれることから
あなたのペースで
わたしのペースで
小さな一歩が
大きな愛に

薬物ＳＯＳ電話

大丈夫、もうあなた一人で悩まないで！
わたしたち仲間がいます。
安心して、相談してください。
あなたの勇気が家族の平安の第一歩です。

090-5402-8677
月～土　10：00～17：00　　**秘密厳守**

講演会のお知らせ

平成２４年 ６月１６日（土）　セルフ・サポート研究所 202

１０：３０～１２：３０

◇ 弁護士による講演会

森野　嘉郎　弁護士

薬物依存症者を治療につなげるための弁護活動を
精力的におこなっております。
講演、法律問題に関する相談等でセルフ・サポート研究所の
活動をサポートして下さっています。

本人の借金問題、遺産相続、家族関係のトラブルなど
早めに専門家に相談することをおすすめします。

平成２４年 ６月１６日（土）　セルフ・サポート研究所 202

１４：００～１６：３０

◇ 精神科医師による講演会

梅野　充　精神科医師

都立松沢病院で、依存症の治療に積極的に取り組んでいます。
家族を対象にした講演、精神医学的相談等でセルフ・サポート研究所の活動をサポートして下さっています。

通院、入院等で気がかりなことがありましたら、
ぜひこの機会をご利用ください。

参加ご希望の方は,NPO 法人セルフ・サポート研究所までご連絡ください。

電話受付　03-3683-3231（火～土・9:30～18:30）

講演受講料は、各 4,000 円となります。

家族のためのプログラム

火曜日：**回復の 12 ステップ**
木曜日**：教育プログラム**
金曜日：**アサーティブ　トレーニング**
自分の心の声に従って
勇気を持って伝えましょう。
I（私・愛）メッセージで。
土曜日：**サイコドラマ**（第 1，2，3，5）
等、ロールプレーを使った家族の再構築。

※時間　13：30－16：30
講師：臨床心理士　加藤　力
（但し 第 4 土）講師：萩原春代

詳細は巻末ページのスケジュール表をご覧ください。
初めて参加される方は、事前に電話連絡をお願いします。
☎　03-3683-3231

ＮＰＯ法人　セルフ・サポート研究所

☆薬物問題で困っていらっしゃる家族の相談機関です。教育プログラム・薬物に対する正しい知識・情報、そして依存症者の心理その対応などを学べます。
☆家族のカウンセリングや、当事者と家族等の合同面談などを通して、個々人に即した細やかな提案が提供されます。
☆回復していく当事者本人の体験談や、家族の体験談などが聞けて、希望や勇気、力をもらえます。
☆家族同士が安心して話せる場所が、ここにはあります。
☆専門の臨床心理士、薬物依存症に詳しい弁護士、精神科医師が連携しております。

適切な対応の基本を学びましょう

★薬物依存症という障害を様々な角度から理解すること。
★依存症者と良いコミュニケーションを身につけること。

第 1 回……薬物依存症とは何か
第 2 回……薬物依存症の経過とその症状
第 3 回……薬物依存症者の心理
第 4 回……薬物依存症者とその家族
第 5 回……共依存症者と AC
第 6 回……医療での取り組み
第 7 回……事件としての薬物依存症
第 8 回……自助グループとリハビリ施設
第 9 回……薬物依存症者に対する対応
第 10 回……さまざまな依存症と社会状況
第 11 回……体験談に学ぶ
第 12 回……質疑応答・心理検査

DVD発売中

「薬物依存症 回復への道」

第１巻　薬物依存症とは何か

薬物依存症は様々な問題を抱えた病気です。その様子をドラマで再現し、具体的に解説しています。

身体的症状や家庭的問題、社会的問題を取り上げながら“薬物依存症とは何か”に答えています。

第２巻　薬物依存症とその家族

薬物依存症は、依存症者が起こす問題行動によって家族をもむしばむ病気です。

依存症者が家族に与える影響、家族関係の悪循環、依存症者のために家族ができること等を取り上げながら薬物依存症とその家族を分析しています。

第３巻　薬物依存症　回復への道

薬物依存症は、きちんと治療を受けて薬物の使用を止め続ければ通常の社会生活を送ることができる病気です。依存症者の回復を支える機関や自助活動、そして家族を支える活動等を取り上げながら薬物依存症からの回復の過程を紹介しています。

薬物問題に詳しい臨床心理士・精神科医師・弁護士ほか家族の実体験した生の声も入っています。

購入は、セルフ・サポート研究所にご連絡ください。